

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 6 号

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立こども園管理規則（平成 2 9 年四日市市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章から第 3 章まで（略）	第 1 章から第 3 章まで（略）
第 4 章 <u>園児</u> （第 9 条— <u>第 1 6 条</u> ）	第 4 章 <u>乳幼児</u> （第 9 条— <u>第 1 7 条</u> ）
第 5 章 職員（ <u>第 1 7 条</u> — <u>第 2 1 条</u> ）	第 5 章 職員（ <u>第 1 8 条</u> — <u>第 2 2 条</u> ）
第 6 章 組織（ <u>第 2 2 条</u> —第 2 6 条）	第 6 章 組織（ <u>第 2 3 条</u> —第 2 6 条）
第 7 章（略）	第 7 章（略）
第 8 章 職員及び <u>園児</u> の事故（第 3 0 条・第 3 1 条）	第 8 章 職員及び <u>乳幼児</u> の事故（第 3 0 条・第 3 1 条）
第 9 章及び第 1 0 章（略）	第 9 章及び第 1 0 章（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>園児</u> こども園に在籍する子ども	

ものをいう。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 保育標準時間認定子ども 保育認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年四日市市規則第53号）第6条に規定する保育標準時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

(7) 保育短時間認定子ども 保育認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則第6条に規定する保育短時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

（教育及び保育時間）

第4条 こども園の1日の教育認定子どもに係る教育の時間は、午前8時30分から午後2時30分までの時間を標準とする。

2 こども園の1日の保育認定子どもに係る教育及び保育の時間（2号認定

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 保育標準時間認定子ども 保育認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年四日市市規則第35号）第5条に規定する保育標準時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

(6) 保育短時間認定子ども 保育認定子どものうち、四日市市子ども・子育て支援法施行細則第5条に規定する保育短時間の区分により保育必要量の認定を受けるものをいう。

（教育及び保育時間）

第4条 こども園の1日の教育認定子どもに係る時間は、午前8時30分から午後2時30分までの時間を標準とする。

2 こども園の1日の保育認定子どもに係る時間（2号認定子どもにあって

子どもにあっては、前項に規定する教育の時間を含む。)は、8時間を原則とする。

3 (略)

(学期及び休業日)

第5条 こども園の教育認定子どもに係る学期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) (略)

2 (略)

3 こども園の保育認定子どもに係る休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する日

(2) 日曜日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(教育課程)

第7条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府、

は、前項に規定する教育に係る時間を含む。)は、8時間を原則とする。

3 (略)

(教育に係る学期及び休業日)

第5条 こども園の教育認定子どもに係る学期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) (略)

2 (略)

(教育課程)

第7条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府、

文部科学省、厚生労働省告示第 1 号) に定めるところに従うとともに、教育委員会が定める学校教育指導方針により、園児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年 4 月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

第 4 章 園児

(入園の手續及び決定)

第 1 0 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 保育認定子どものこども園の入園手續き及び入園の決定は、四日市市保育所等の入所に関する規則(平成 2 6 年四日市市規則第 5 0 号)に規定する保育所等の入所に係る手續及び入所の決定の例によるものとする。

(収容定員)

第 1 2 条 こども園の定員は、別表のとおりとする。

(指導要録)

第 1 3 条 園長は、当該認定こども園に

文部科学省、厚生労働省告示第 1 号。次項において「教育・保育要領」という。) に定めるところに従うとともに、教育委員会が定める学校教育指導方針により、乳幼児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年 4 月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

第 4 章 乳幼児

(入園の手續及び決定)

第 1 0 条 (略)

2 及び 3 (略)

4 保育認定子どものこども園の入園手續き及び入園の決定は、四日市市保育所等入所に関する規則(平成 2 7 年四日市市規則第 3 7 号)に規定する保育所等の入所に係る手續及び入所の決定の例によるものとする。

(収容定員)

第 1 2 条 こども園の利用定員は、別表のとおりとする。

(指導要録)

第 1 3 条 園長は、当該認定こども園に

在園する園児の指導要録を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 4 条 園長は、当該こども園に在園する園児の出席簿を作成し、常に園出席状況を明らかにしなければならない。

(修了証書の授与)

第 1 5 条 (略)

(保育料等の納付)

第 1 6 条 (略)

(職員及び職務の内容)

第 1 7 条 (略)

2 (略)

3 園児の教育・保育に直接従事する職員の数は、三重県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運

在園する幼児の指導要録を作成しなければならない。

(出席簿)

第 1 4 条 園長は、当該こども園に在園する幼児の出席簿を作成し、常に園出席状況を明らかにしなければならない。

(月末統計表)

第 1 5 条 園長は月末統計表を作成し、翌月 5 日までに市長に報告しなければならない。

(修了証書の授与)

第 1 6 条 (略)

(保育料等の納付)

第 1 7 条 (略)

(職員及び職務の内容)

第 1 8 条 (略)

2 (略)

3 園児の教育・保育に直接従事する職員の数は、三重県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運

営に関する基準を定める条例施行規則（平成２６年三重県規則第７３号）第３条に規定する職員の数を満たすものとする。

４から１０まで （略）

１１ 調理員は、こども園給食の調理その他の業務に従事する。

１２ 用務員は、こども園の環境の整備その他の用務に従事する。

（園医等）

第１８条 こども園にこども園医、こども園歯科医及びこども園薬剤師を置く。

２及び３ （略）

（非常勤職員）

第１９条 （略）

（事務引継）

第２０条 （略）

（文書の提出）

第２１条 職員（園長を除く。）が、願及び届の書面を市長に提出するときは、園長を経由しなければならない。この

営に関する基準を定める条例施行規則（平成２６年四日市市規則第７３号）第３条に規定する職員の数を満たすものとする。

４から１０まで （略）

第１１条 調理員は、こども園給食の調理その他の業務に従事する。

第１２条 用務員は、こども園の環境の整備その他の用務に従事する。

（園医等）

第１９条 こども園にこども園医、こども園歯科医、及びこども園薬剤師を置く。

２及び３ （略）

（非常勤職員）

第２０条 （略）

（事務引継）

第２１条 （略）

（文書の提出）

第２２条 職員（園長を除く。）が、願及び届の書面を市長に提出するときは、園長を経由しなければならない。この

場合において、園長が必要と認めたときは、副申するものとする。

(学級編成)

第 2 2 条 (略)

(園長の所掌事務)

第 2 3 条 園長は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 園児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5)から(10)まで (略)

(事務の専決)

第 2 4 条 園長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

(1) 職員の市内出張命令に関すること。

(2) 職員の休暇、欠勤等に関すること。

(3) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。

場合において、園長が必要と認めたときは、副申するものとする。

(学級編成)

第 2 3 条 (略)

(園長の所掌事務)

第 2 4 条 園長は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 乳幼児及び職員の保健及び安全に関すること。

(5)から(10)まで (略)

(4) 1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注並びに施設及び備品の修繕に係る発注に関すること。

(5) 感染症等による登園停止及び解除に関すること。

(6) 定例の報告に関すること。

(7) 前各号に準ずる軽易な事務の処理に関すること。

(消防計画等)

第28条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、園児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

第8章 職員及び園児の事故

(伝染病発生の処置)

第30条 園長は、職員、園児又はその同居者中に、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 園長は、就学前の子どもに関する教

(消防計画等)

第28条 (略)

2 (略)

3 園長は、前項に規定する消防計画に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、乳幼児の避難及び管理その他職員のとるべき処置等を訓練しなければならない。

第8章 職員及び乳幼児の事故

(伝染病発生の処置)

第30条 園長は、職員、乳幼児又はその同居者中に、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に定める第1種、第2種又は第3種の疾病が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 園長は、就学前の子どもに関する教

育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２７条において準用する学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定により、園児の出席を停止させることができる。職員及び<u>園児</u>が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は<u>出席</u>停止を命じたときは、直ちにこれを市長に報告しなければならない。<u>これを解除</u>したときも同様とする。 （事故等の届出） 第３１条 園長は、職員及び<u>園児</u>に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。	育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２７条において準用する学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定により、園児の出席を停止させることができる。職員及び<u>乳幼児</u>が、前項に定める疾病にかかり、若しくはそのおそれのある場合において、園長が出勤停止又は<u>出勤</u>停止を命じたときは、直ちにこれを市長に報告しなければならない。解除したときも同様とする。 （事故等の届出） 第３１条 園長は、職員及び<u>乳幼児</u>に関し、著しい事故又は集団疾病が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。
--	--

改正後	
別表（第１２条関係）	
施設名	定員（人）
（略）	
下野こども園	１００
<u>四日市中央こども園</u>	<u>１１８</u>

改正前	
別表（第１２条関係）	
施設名	定員（人）
（略）	
下野こども園	１００

第２号様式を次のように改める。

様

年 月 日

四日市市長

入園承諾書（教育認定）

申込みのありました への入園について次のとおり承諾いたします。

入園する児童の氏名 ・ 認 定 者 番 号 及 び 生 年 月 日	
入園するこども園の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	
この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。 この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定をあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)